

# **消費税改正 その他お役立ち情報について**

**平成25年11月7日  
野崎地平税理士事務所  
野崎地平**

# 本日の研修内容

- **消費税改正の内容**
- **どのように対応したらいいか**
- **経済反動減の緩和措置とは？**
- **その他の情報**



# 消費税増税のスケジュール

平成26年3月31日まで 5%

**平成26年4月1日より**

**8% 決定**

**平成27年10月1日より**

**10% まだ未定**

**(軽減税率が採用されるかも)**



短期間で大幅に税率が上がるので、影響が非常に大きいことが予想されます。

# 今後、価格はこうなる！

本体価格934円の商品

平成26年3月31日まで

消費税46円 総額980円

平成26年4月1日より

**消費税74円 総額1008円**

→ **総額を980円のまま据え置いたら**

**実質26円の値引きと同じ**

(本体価格908円 + 72円 = 980円)



# 消費税と利益の関係（1）

- 消費税は売上や経費の金額の本体価額に比べると、小さいため軽視しがちです。

→ **ちょっと値引きしますよ。**

が多くないですか？



- しかし、その **ちょっとの積み重ねで**  
**会社の利益は大きく変わります。**

## 消費税と利益の関係 (2)

売上が1%減るだけでも会社の年間利益に大きな影響があります！

3%の差となると・・・！



**消費税を価格転嫁できない場合、  
会社の利益を削っている  
ことになります。**

# 消費税の計算方法(概略)

消費税は消費者が負担して、会社が納税する税金です。(間接税)



消費税納税額 = 仮受消費税 - 仮払消費税

仮受消費税: 売上に対してかかる消費税

仮払消費税: 仕入れや経費等にかかる消費税

# 消費税が5%→8%になった 場合の利益、消費税額

	売上5%、経費5%の場合			売上8%、経費8%の場合		
	税抜金額	消費税(5%)	税込金額	税抜金額	消費税(8%)	税込金額
売上	934	46	980	934	74	1,008
仕入	600	30	630	600	48	648
人件費	150	0	150	150	0	150
家賃	100	5	105	100	8	108
その他経費	50	2	52	50	4	54
仕入・経費合計	900	37	937	900	72	972
利益	34	2	36	34	3	37
消費税納税額			2			3
差引残額			34			34



# 消費税を価格転嫁できない場合 の利益、消費税額

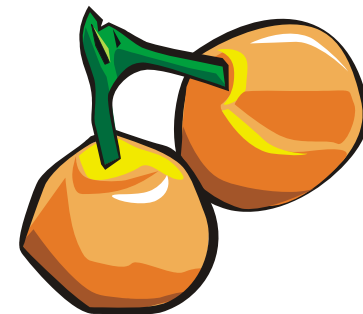
	消費税を価格転嫁した場合			消費税を価格転嫁できない場合		
	税抜金額	消費税(8%)	税込金額	税抜金額	消費税(8%)	税込金額
売上	934	74	1,008	<b>908</b>	<b>72</b>	<b>980</b>
仕入	600	48	648	600	48	648
人件費	150	0	150	150	0	150
家賃	100	8	108	100	8	108
その他経費	50	4	54	50	4	54
仕入・経費合計	900	72	972	900	72	972
利益	34	3	37	8	1	9
消費税納税額			3			1
差引残額			34			8

# 価額表示の特別措置

総額を表示しなくても、**本体価額＋消費税**の表示などでもOKになりました。

→消費税をいくら納めるのか、はっきりわかるので、**総額表示よりも消費者にとって納得しやすい表示**です。結果、価格転嫁しやすくなります。

- 表示を**いつから**変えるか。
- **どのように**変えるか。



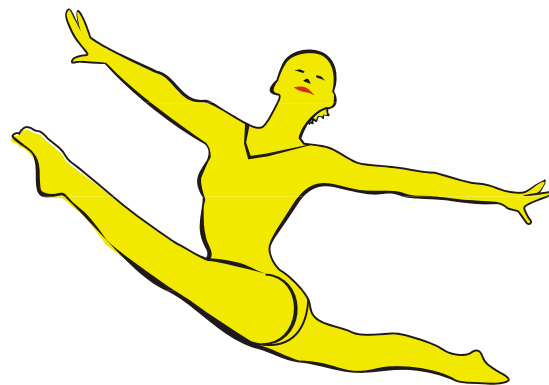
# 利幅を上げる、魅力を上げる

- 価格転嫁してもお客様が買ってくれなければ売上が減少していく。
- **魅力がある商品、会社であるかどうか**が問われるのではないのでしょうか？
- 自由競争なので、仮に価格転嫁しなくても自社が潰れないくらいの体制を作りたい。



# 利幅を上げる、魅力を上げる (2)

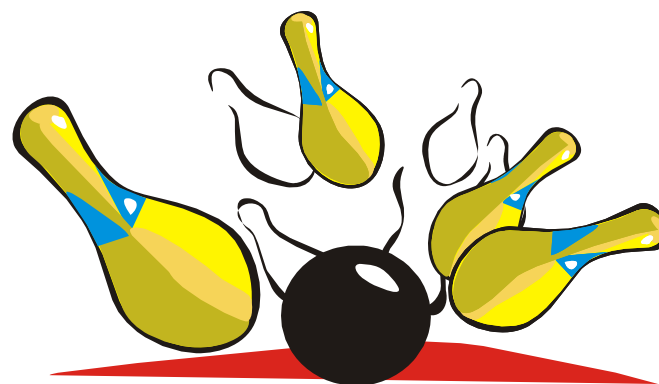
- 消費税が増税されていく時代では粗利益が低い商売は厳しい。
- **利益率の向上、経費の縮減**を図るようにしましょう。



# 変化はチャンス

消費税改正にはチャンスがいっぱい！

- **メニューの改定**を行ういい機会です。
- 会社の体質や構造を変える。
- 会社や商品の魅力を高める。
- 仕入、経費を見直す。
- 自社のシェアを高める。



## 変化はチャンス（2）

- きっちりとした対応をすることで**お客様の信頼を得られるはず！**
- **27年10月の10%も視野に入れて、経営計画の策定をするのに非常にいいタイミングです。**

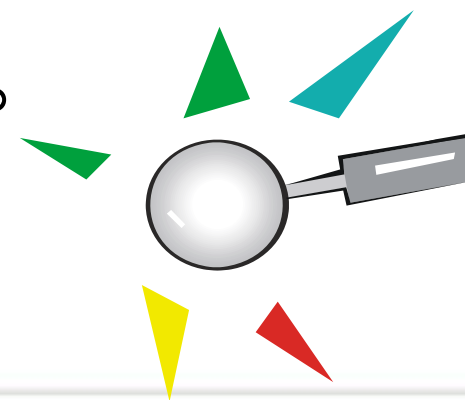


# 消費税の税率改正について原則を しっかり把握しましょう

26年4月1日以降の販売、仕入れ、購入は  
8%です！

- 1)当初の見積もりや計画は関係なし。
- 2)決済日(お金の受け渡し日)も関係なし。
- 3)あくまでも**引き渡し日**で判断します！

引渡し日がとても重要となります。



# 消費税の税率改正について、例外的な措置を知りましょう

一定の要件を満たしていれば、平成26年4月1日以降であっても5%

1) 契約の時期から引渡しの時期までに相当な期間を要する取引(25年9月30日までの契約)

・請負工事 ・資産の貸付け など

2) 旧税率と新税率を適用する取引とを区分することが困難な取引

・電気料金 ・新聞雑誌の販売 など



# 引渡しの日とは（1）

- **商品の販売を行った日→引渡しの日**
- 引渡しの日とは
  - ① **出荷**した日
  - ② 相手方が**検収**した日
  - ③ **検診**等により販売数量を**確認**した日など、法人が継続して収益計上を行っている日



→となると、どのような基準を採用しているかによって5%になったり、8%になったりする場合があります。

## 引渡しの日とは (2)

- **請負工事等の売上計上日→完成して引渡しした日**

- 引渡しの日とは

① **作業が終了**した日

② 相手方の受入場所へ**搬入**した日

③ 相手方が**検収**を完了した日

④ 相手方が**使用収益**できることとなった日

など、法人が継続して収益計上を行っている日



→となると、どのような基準を採用しているかによって5%になったり、8%になったりする場合があります。

# 会計ソフトについて

- 大半の会計ソフトについて、**バージョンアップ**または**買い替え**をする必要があります。
- 26年4月からしばらくの間、**仕訳入力**のとき**5%か、8%かを判断する必要**があります。

→原則および経過措置の知識が必要です。

わからないときはご遠慮なく当事務所にお気軽にお尋ねください。



# レジの対応

- **26年4月1日時点でレジの設定を変えておく必要**があります。
- 最近のレジは売価や税率の設定を比較的容易に変更できるようになっています。
- 古いレジは対応ができるかを早めに確認した方がいいと思います。
- 26年3月末日の対応



# 見積書、契約書の作成上の留意点

1、26年3月末までの引渡し予定で見積書をお渡ししていても、**引渡し**が4月以降になれば**消費税は8%**となる。

2、**お客様へのご説明がとても大切！**

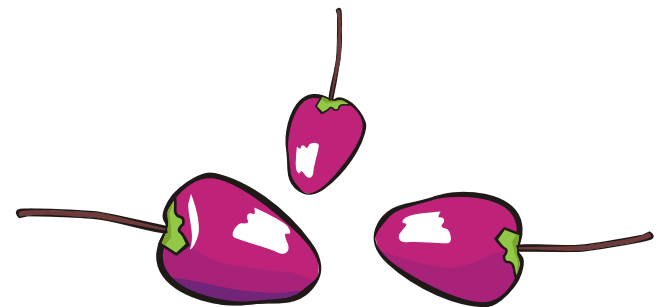
**税抜金額を表示し、引渡しの時期が26年4月以降になれば消費税額が8%になることを見積書や契約書で明示することが大切！**



# 26年4月の取引価格について

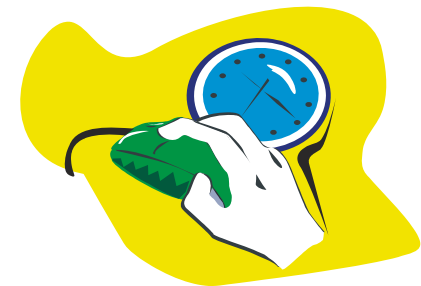
1、26年4月以降の方が**本体価格が下がる可能性**もあります。

2、無理して26年3月末にこだわる必要があるのか、冷静になって考える必要があります。



# 帳簿、請求書等の保存義務

- 消費税の計算上、帳簿および請求書等を保存していないと支払った消費税を差し引くことができません。(本則課税の場合)
- 税率が上がっていきますので、差し引けない場合の税額負担も当然大きくなります。
- **記帳や書類の整理がこれまで以上に大切**になります。



# 住宅関係税制について

- **平成26年4月1日より、住宅ローン控除が拡充**されます。
- **すまい給付金**の創設



→消費税増税分よりも減税額や給付金の方が多くなるケースが出てきます。



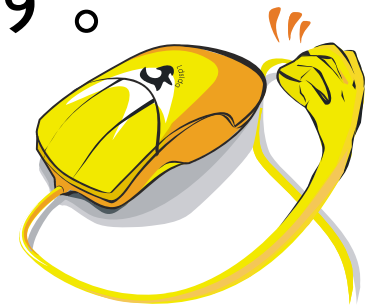
# 消費税率引上げに伴う政府の対応

- 消費税率の引上げによる反動減を緩和し、景気の下振れリスクに対応するとともに、
- その後の経済の成長力の底上げと好循環の実現を図り、持続的な経済成長につなげるため、経済政策パッケージを決定する。



# 納税資金の確保

- 消費税が5%から8%になると、納税額はなんと**1.6倍**になります。
- 10%になると、2倍になります。
- 積立預金などを活用してはどうでしょうか。
- 中間申告が必要なくても、**自主的に中間申告納付を行うことができる**ようになります。

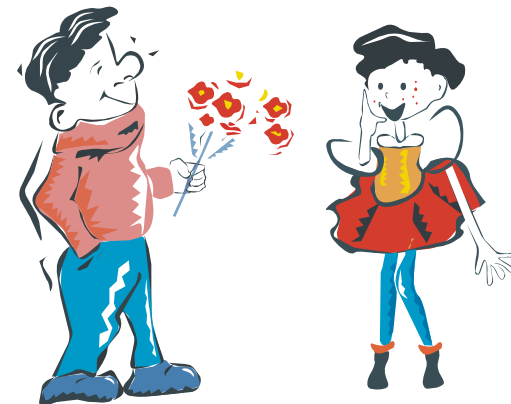


# 今後の行方

- 財政状態から考えると**消費税が更に上がっていく可能性は高い**でしょう。
- 所得税、相続税も増税傾向にあります。
- 一方、法人税は減税傾向にあります。
- 社会保険料の負担も更に上がっていくことが予想されます。
- 増税が行われる一方で、助成金や減税制度はこれからもたくさん出てきそうです。

# 今後の行方

- **経営的に強い会社、お客様から愛される会社、社会的に必要とされる会社になることが今、求められているのだと思います。**





# 感謝

**本日はありがとうございました！**

**今後ともどうぞよろしく願いいたします。**

# 設備投資に関する減税

こんな場合は適用が受けられるかも

- 生産等設備投資促進税制  
→設備投資の増加
- 中小企業等の経営改善設備投資促進税制  
→経営改善指導に基づく器具備品、建物附属設備の取得
- グリーン投資促進税制の拡充  
→環境関連投資の実施

# 雇用拡大に関する減税

こんな場合は適用が受けられるかも

- 所得拡大促進税制  
→ 給与の増加
- 雇用促進税制  
→ 2人以上社員増加、給与の増加

どちらかの選択適用です。



# 交際費の改正

法人の交際費は800万円まで全額、損金となります。

でも、そこまで使っている中小企業はほとんどないと思いますが…。

# 所得税の最高税率引き上げ

平成27年より課税所得4000万円超が40%から45%となります。

ほとんどの人は関係ありません。

# 平成27年1月よりの相続税改正 (1)

## 《増 税》

①基礎控除が現行制度の60%に縮減されます。

5000万円 + 1000万円 × 法定相続人の数



3000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

- 今まで相続税が課税されなかった人も課税されるようになります。
- 相続税額も増加します。

# 平成27年1月よりの相続税改正 (2)

## ②最高税率の引き上げ(色が濃い箇所)

相続税税率表		
改正後(平成27年1月1日以後)		
法定相続人の取得金額	税率(%)	控除額(万円)
1000万円以下の金額	10	
1000万円超3000万円以下の金額	15	50
3000万円超5000万円以下の金額	20	200
5000万円超1億円以下	30	700
1億円超2億円以下	40	1,700
2億円超3億円以下	45	2,700
3億円超6億円以下	50	4,200
6億円超	55	7,200

# 平成27年1月よりの相続税改正 (3)

## 《減 税》

- ①未成年者控除・障害者控除の拡大
- ②一定の住宅宅地の評価を下げる制度がありますが、その限度面積が240㎡から330㎡に拡大されます。

# 相続税改正の影響

- 課税対象者の拡大
- 相続税額の増加

配偶者と子二人が法定相続分で相続した場合(単位:万円)						
	現行制度	改正後	現行制度	改正後	現行制度	改正後
遺産額	8,000		10,000		12,000	
基礎控除	8,000	4,800	8,000	4,800	8,000	4,800
課税対象額	0	3,200	2,000	5,200	4,000	7,200
相続税額(配偶者)	0	0	0	0	0	0
相続税額(子A)	0	80	50	145	100	220
相続税額(子B)	0	80	50	145	100	220
相続税総額	0	160	100	290	200	440

# 贈与税の改正（1）

（1）暦年贈与の税率表の変更（平成27年より）  
祖父母からの贈与税率が少し下がります。

贈与税税率表			贈与税税率表		
改正後 一般分(平成27年1月1日以後)			改正後 直系尊属分(平成27年1月1日以後)		
課税価格(基礎控除後)	税率(%)	控除額(万円)	課税価格(基礎控除後)	税率(%)	控除額(万円)
200万円以下	10		200万円以下	10	
200万円超300万円以下	15	10	200万円超400万円以下	15	10
300万円超400万円以下	20	25	400万円超600万円以下	20	30
400万円超600万円以下	30	65	600万円超1,000万円以下	30	90
600万円超1,000万円以下	40	125	1,000万円超1,500万円以下	40	190
1,000万円超1,500万円以下	45	175	1,500万円超3,000万円以下	45	265
1,500万円超3,000万円以下	50	250	3,000万円超4,500万円以下	50	415
3,000万円超	55	400	4,500万円超	55	640

# 贈与税の改正（2）

（2）相続時精算課税制度の変更（27年より）

- ①贈与者の年齢65歳以上→60歳以上へ
- ②受贈者は子のみ→子＋孫

注意：この制度で贈与しても将来の相続税の計算に含める必要がありますので、注意が必要です。

（相続税対策に基本的にならない）



## 贈与税の改正（3）

- 教育資金の一括贈与の非課税  
25年4月より、祖父母より、1500万円まで
- 《メリット》
- 将来の教育資金を確保できる。
  - 相続税の対象となる財産が減少する。
- 《デメリット》
- 用途は教育資金に限定。融通がきかない。
  - 金融機関に領収証を提出する必要あり。

# 相続税贈与税改正の対応（1）

★相続税は大增税！大胆な贈与には特典あり。

## （1）生前贈与の活用

### ①年間110万円の非課税枠を使う

- ・人の分散（1人より複数人に）
- ・年の分散（1年より複数年で）

ただし、生活資金や不意の支出などのため  
にお金をある程度残しておくことは大事

# 相続税贈与税改正の対応 (2)

②住宅取得資金の贈与(700万か1200万)

③教育資金の贈与(1500万円)

④配偶者控除

(結婚20年以上、住宅または住宅取得資金)

→効果が小さい場合もあるので注意。

## (2) 生命保険の活用

- ・非課税枠500万円 × 法定相続人の数
- ・納税資金の確保

# 相続税贈与税改正の対応 (3)

## (3) 土地の有効活用

建替え、リフォーム、賃貸物件取得など

## (4) 専門家への相談

- 試算→相続対策
- 遺言書作成検討(争続にしないために)
- 相続税額は計算の仕方、評価の仕方によっても変わります。